

転出入の取扱い

転校するときはどうしたらいいの？

転校が決まったら、まずは学校までご連絡ください。

①現在の学校へ連絡

- ・在学証明書
 - ・教科用図書給与証明書
- この2点を発給します



②異動先の市区町村役場へ

- ・市民課で住民票の転居（異動）手続きを行う
- ・転入先の学校の決定
→教育委員会から転入学通知書が発給される



③新しい学校へ

- ・在学証明書
 - ・教科用図書給与証明書
- この2点を転入先の学校へ提出してください

・在学証明書

学籍をはじめとする、学校間の引き継ぎのための書類

・教科用図書給与証明書

使っていた教科書が新しい学校で使用するものと同じかどうかを確認するための書類
教科書は新しい学校でも使用する可能性がありますので、処分しないでください。

・転入学通知書

教育委員会から新しい学校へ入学決定を知らせるための通知

教科書

どんな教科書を使っているの？

紛失してしまったらどうしたらいいの？

使用教科書・配布時期

義務教育である小中学校では、使用される教科書は無償で提供されることとなっています。本校で使用される教科書は下の表のとおりとなっています。また、視覚に障害を持つ児童のために、検定済みの教科書の文字や図を拡大等して複製した「拡大教科書」というものも用意されています。使用を希望される場合は学校までご相談ください。

教科	1年	2年	3年	4年	5年	6年
国語	■	■	■	■	■	■
書写	■	■	■	■	■	■
社会			■	→	■	■
地図			■	→	→	→
算数	■	■	■	■	■	■
理科			■	■	■	■
生活	■	→				
音楽	■	■	■	■	■	■
図工	■	→	■	→	■	→
家庭					■	→
保健			■	→	■	→

道徳(全学年)、外国語活動(3・4年)、英語(5・6年)

■：配布時期

4月入学式・始業式および9月始業式
英語(5・6)ピクチャーディクショナリー
社会(3・4)下、地図帳
生活(1・2)下
図工(1・2)(3・4)(5・6)
家庭科(5・6)
保健(3・4)(5・6)
は2年間(地図帳は4年間)使用するため、担任の指示があるまでは大切に保管してください。

教科書を紛失してしまったら

教科書の無償給与は原則1回限りと決められています。もしも教科書を紛失してしまったり、破損して使用できなくなってしまうたりした場合は保護者の負担で購入していただくことになります。ただし自然災害などによって教科書を使えない状況になってしまった場合には、例外的に無償で提供することができます。また、転校などで前の学校と違う教科書を使用することになった場合には、その違う教科書に限って無償で提供されます。